

令和6年（ワ）第3728号 二酸化炭素排出削減請求事件

原告 ■■■■■ 外15名

被告 株式会社神戸製鋼所 外9名

準備書面(2)

令和7年5月15日

名古屋地方裁判所民事第6部合A係 御中

被告株式会社神戸製鋼所訴訟代理人

弁護士 植村 公彦

同 越本 幸彦

同 武井 祐生

同 寺田 明弘

被告神戸製鋼所は、本準備書面において、原告らの令和7年1月31日付第1準備書面（以下「原告ら第1準備書面」という。）に対して、必要と認める範囲で反論を行う。

なお、特に注記しない限り、被告神戸製鋼所が従前提出した主張書面において用いた略語は、本準備書面においても同一の意味内容を有するものとして使用する。

目 次

第 1	昭和 56 年最判の趣旨は、差止請求にも及ぶこと	3
第 2	本件においては、昭和 56 年最判の事案よりもさらに被告らの手続保障の必要性が高いこと	4
第 3	被告らの主張する内容は、請求権適格の要件の検討において考慮されるべき事情であること	5
第 4	原告らの援用する裁判例が原告らの主張の根拠とならないこと	6
第 5	結語	7

第1 昭和56年最判の趣旨は、差止請求にも及ぶこと

原告らは、最高裁判所昭和56年12月16日判決(民集35巻10号1369頁。以下「昭和56年最判」といい、審理の対象となった事案を「大阪空港事件」という。)に関し、将来の損害賠償請求の可否について判断したものであり、将来の差止請求の可否についての判断を示したものではないとして、その判断の射程は本訴訟に及ばないと主張する(原告ら第1準備書面〔4頁～7頁〕)。

しかし、そもそも、民事訴訟法第135条は、「将来の給付を求める訴えは、あらかじめその請求をする必要がある場合に限り、提起することができる。」として、「将来の給付を求める訴え」全般について、「あらかじめその請求をする必要」があることを定めており、将来の「損害賠償」を求める訴えにその適用対象を限定していない。

そして、昭和56年最判も、民事訴訟法第135条の趣旨について下記のとおり判示しており、当該判示が、将来の「損害賠償請求」のみならず、将来の「差止請求」の訴えにも妥当することは明らかである。

記

「民訴法226条(被告神戸製鋼所注：現行民事訴訟法第135条)はあらかじめ請求する必要があることを条件として将来の給付の訴えを許容しているが、同条は、およそ将来に生ずる可能性のある給付請求権のすべてについて前記の要件のもとに将来の給付の訴えを認めたものではなく、主として、いわゆる期限付請求権や条件付請求権のように、既に権利発生基礎をなす事実上及び法律上の関係が存在し、ただ、これに基づく具体的な給付義務の成立が将来における一定の時期の到来や債権者において立証を必要としないか又は容易に立証しうる別の一定の事実の発生にかかっているにすぎず、将来具体的な給付義務が成立したときに改めて訴訟により右請求権成立のすべての要件の存在を立証することを必要としないと考えられるようなものについて、例外として将来の給付の訴えによる請求を可能ならしめたにすぎないものと解される」

以上

それ故、昭和 56 年最判において、将来請求が適法な訴えとして認められるためには必要であるとして示された各要件（被告神戸製鋼所答弁書「第 2」「2」「(1)」の項〔3～4 頁〕記載の各要件）の内容は、将来の「損害賠償請求」のみならず、将来の「差止請求」にも妥当する内容として判示されているのであり、原告らの主張は当を得るものではない。

第 2 本件においては、昭和 56 年最判の事案よりもさらに被告らの手続保障の必要性が高いこと

次に、原告らは、原告らの主張する「本件訴訟の特質」等を理由に、昭和 56 年最判の射程が本件訴訟には及ばないと述べる。

しかしながら、大阪空港事件は、原告が、少なくとも口頭弁論終結時においては不法行為が既に存在しているとの前提のもとに、既に成立している不法行為に基づく損害賠償請求権が同様の態様で継続する蓋然性が高いことを主張し、将来（口頭弁論終結時以降）部分の請求についてもそれが認容されることを求めたという事案であり、それでもなお、最高裁（昭和 56 年最判）は、上記の各要件が充たされないことを理由に将来分の請求を却下している。

これに対して、本訴訟における原告ら主張の請求原因は、そもそも、被告らの行為が現時点において不法行為を構成するというものですらなく、その点で昭和 56 年最判と本訴訟とでは事案を大きく異にしている。原告らの主張は、現時点では不法行為ではない被告らの行為が、将来のある時点で（なお、原告らの主張からしても、どの時点で違法になるというのかが必ずしも明らかではない。）不法行為に該当することになるというものである。

「現時点で不法行為ではない行為が、将来のある時点において不法行為に該当することになるか否か」の判断は、（昭和 56 年最判の事案のように）「現時点で既に成立している不法行為が、将来に亘って継続するか否か（現に存在する権利侵害行為が終了するか否か）」の判断に比べて、格段に認定が困難であることは自明であり、かつ、被告側における反論の対象も極めて不明瞭というほかない。

また、仮にそのような請求が認容された場合、原告が不法行為となると主

張する将来の各時点において、不作為義務が存在しないことについて、被告神戸製鋼所が答弁書「第2」「2」「(3)」の項（5頁）で述べたような多岐にわたる事情を総合的に検証して、被告ら側において請求異議訴訟等で明らかにしなければならないこととなり、答弁書「第2」「2」「(4)」の項（5頁）で述べたとおり、その立証の負担が過大かつ不当であって著しく公平性を欠くことはいうまでもない。

かかる問題は、まさに昭和56年最判が被告の手續保障の観点から回避しようとした事態そのものであり、昭和56年最判の判示に照らせば、むしろ、本件のように、原告らの請求によっても将来の不確実な時期に不法行為となりうるにすぎない行為の差止め請求は、現在の不法行為の継続を前提とした将来の損害賠償請求よりも、その請求権適格についてより一層厳格な判断がなされるべきと認められるのである。

第3 被告らの主張する内容は、請求権適格の要件の検討において考慮されるべき事情であること

原告らは、昭和56年最判の射程が本訴訟に及ばない理由として、「本件訴訟の特質」なるものを掲げ、気候変動の現状等について縷々主張を展開しているが、その内容は、畢竟、気候変動については「その深刻な被害が既に発生しており、より深刻化することが確実である」というものである。

現時点でそのような断定的な判断を行うことが不可能であることは多言を要しないところであるが、それはさて置き、そもそも、かかる原告らの主張は、実質的には、昭和56年最判が示した要件のうち、「請求権の基礎となるべき事実関係及び法律関係が既に存在し、その継続が予測されること」という要件の充足性の問題に収斂されるにとどまり、個別事案の性質が訴訟要件の検討を不要とする根拠にはなり得ない。

改めて述べるまでもないが、ある訴えでは必要となる訴訟要件が、他の訴えでは必要とされないなどというように、個別の事案ごとにその実体関係を考慮して訴訟要件の要否が判断されるなどというのではなく、個別事情にかかわらず、あらゆる事案にそれへの充足が必要とされる画一的な要件なの

である。すなわち、請求権とその基礎として主張されている事実の性質に照らして、個別具体的に当該要件の充足如何が判断されることになるのである。

本訴訟における原告らの請求についても、将来の給付請求として、当然ながら請求権適格の要件を充足する必要があることは疑問の余地がなく、而して、原告らの請求は当該要件のいずれも充たしていないことについては、被告神戸製鋼所がその答弁書で既に述べたとおりである。

第4 原告らの援用する裁判例が原告らの主張の根拠とならないこと

原告らは、原告ら第1準備書面において、「権利利益の侵害の蓋然性」は本案要件として判断されるべきものであり、「権利利益の侵害の蓋然性が認められない場合には、民訴法135条によって請求が却下されるのではなく、請求が棄却される」べきであると主張し、「同様に解する裁判例」として名古屋高判平成10年12月17日判タ1015号256頁を引用している（原告ら第1準備書面「第1」「2」「3頁」）。

しかし、当該裁判例は、人格権に基づくダムの建設の差止請求について、被告側が、同請求が将来請求であることを前提に、ダムの建設工事の完了によって、原告において「あらかじめその請求をなす必要性」がなくなった旨を主張し、訴えの却下を求めた事案である。裁判所は、「履行期日の限定されていない建設差止請求訴訟は、現在から将来に亘り建設行為をしないという継続的な不作為を請求する訴訟であって、事実審の口頭弁論終結時点における右継続的不作為請求権の存否を審理の対象としていると見るべきであるから、これを直ちに将来給付の訴えと解することはでき」ないと判示して（すなわち、将来給付の訴えの問題として捉えずに）、被告の主張を実体要件の欠缺を基礎づける主張であると位置付けたうえで、これにより、差止請求権の存否の審理に立ち入るまでもなく棄却の結論を導くことが可能であるという判断のもと、請求を棄却したという事案である。

これに対して、本訴訟における原告らの請求は、訴状「請求の趣旨」記載の将来の各時点において、一定の不作為を求める将来給付の訴えであることが明らかである。

このように、上記裁判例は、そもそも本訴訟と請求内容が全く異なる事案に関するものであり、本訴訟における先例となりうるものではない。

第5 結語

以上のとおり、本訴訟における原告らの請求は、現時点では違法ではない被告神戸製鋼所の行為（なお、被告神戸製鋼所の令和7年1月31日付準備書面(1)「第3」「3」「(4)」の項〔12頁〕で述べたとおり、石炭火力発電所を運用しているのは、被告神戸製鋼所の子会社である。）について、将来の不確実な時点における一定の不作為を求める将来請求であり、昭和56年最判が将来請求について請求権適格の具備を求めた趣旨は、同請求についてより厳しく妥当するものといえ、当該請求権適格を欠く原告らの請求は、不適法として却下されるべきである。

以 上